

京都市立芸術大学キャリアデザインセンター設置規程

(平成24年4月1日理事長決定)

(平成27年4月1日一部改正)

(趣旨)

第1条 この規程は、京都市立芸術大学キャリアデザインセンター（以下「キャリアデザインセンター」という。）の組織運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(設置目的)

第2条 キャリアデザインセンターは、在学生のみならず卒業生も対象に、一人ひとりの状況に応じた長期的支援を行うため、教職員と協働で学習支援、進路支援、就職支援及び芸術家へのキャリアサポート等の総合的な取組を行うことを目的として設置する。

(所掌事務)

第3条 キャリアデザインセンターは、前条の目的を達するため、次の各号に定める業務を所掌する。

- (1) 学生の学習相談・学習支援
- (2) 学生及び卒業生の進路相談・進路支援
- (3) 学生及び卒業生の就職相談・就職支援
- (4) 学生及び卒業生の芸術家へのキャリアサポート
- (5) 教職員、関係機関等との連絡調整
- (6) その他キャリアデザインセンターの運営に資する事務

(組織)

第4条 キャリアデザインセンターは、次に掲げるものをもって組織する。

- (1) キャリアデザインセンター長
- (2) 事務長
- (3) 事務係長
- (4) 就職相談員
- (5) 専門スタッフ

2 キャリアデザインセンター長は、キャリアデザインセンターを総括するとともに、キャリアデザインセンターを代表する。

3 事務長は、キャリアデザインセンター長を補佐するとともに、事務を総括する。

(庶務)

第5条 キャリアデザインセンターに関する庶務は、教務学生課において処理する。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、キャリアデザインセンターの運営に関し必要な事項は、キャリアデザインセンター長が定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。